

# 平成31年度税制改正による 無形資産に関する移転価格税制の改正とその対応

改正の契機となった BEPS プロジェクトの最終報告書、  
これを受けた OECD 移転価格ガイドラインの改訂版と比較しながら同改正について解説

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

## 《開催要領》

日時▶ 2019年 10月 7日(月) 14:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

## 《ご参加頂きたい方》

経理財務部門、知的財産部門、海外事業部門など関連部門のご担当者

講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
パートナー弁護士 宮塚久氏

講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
パートナー弁護士 松岡史朗氏

講師紹介  
1994年京都大学法学部卒業、1996年弁護士登録、1996年~2003年中央総合法律事務所(大阪)、2003年~2007年あさひ・怡法律事務所、2007年~2017年西村あさひ法律事務所 訴訟・争訟(租税法、独禁法その他の行政法を含む)、労働法、租税法、会社法、一般企業法務を取り扱っている。主な著作:『他人の時効取得を認める判決と後発的事由による更正の請求』別冊ジュリスト No.228『租税判例百選(第6版)』(有斐閣、2016)、『タックス・ヘイブンを対策税制のフロンティア』(有斐閣、2013)〈共著〉、『移転価格税制のフロンティア』(有斐閣、2011)〈共著〉、『国際租税訴訟の最前線』(有斐閣、2010)〈共著〉

講師紹介  
2005年京都大学法学部卒業、2006年弁護士登録、2011~2014年国税審判官、2015年南カリフォルニア大学 LL.M、2016年ボストン大学 LL.M in Taxation 国際税務・タックスプランニング・税務争訟、M&A、事業承継、一般企業法務を取り扱っている。主な著作:『The Legal 500 Comparative Guides - Employee Incentives, "Japan Chapter, Lease Ltd (2019)』(共著)

《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料:1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191589-0101(※) 無形資産に関する移転価格税制の改正とその対応			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。  
後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。  
※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])  
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。  
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

## ・プログラム・

### ■開催にあたって

平成31年度税制改正により移転価格税制が改正され、無形資産の範囲とその取扱いが大きく変わりました。本セミナーでは、同改正の契機となった BEPS プロジェクトの最終報告書、これを受けた OECD 移転価格ガイドラインの改訂版と比較しながら同改正について解説します。また、過去の裁決例及び裁判例を踏まえ、同改正が実務に与える影響とその対応について検討していきます。

### ■プログラム

1. 無形資産の定義の明確化
2. DCF法の導入
3. 所得相応性基準の導入
4. 更正期間の延長
5. 四分位法による差異調整
6. 今後の対応すべき課題
7. 質疑応答

※セミナー終了後、受講者の希望に応じて、講師が個別のご相談に対応いたします。

※企業内弁護士を除く弁護士のご参加はご遠慮下さい。  
※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。